

精神障害者の加害行為による死亡事故において、両親の損害賠償責任が否定された事例

【文 献 種 別】 判決／大分地方裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 8 月 22 日
【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 510 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 請求棄却
【参 照 法 令】 民法 714 条 1 項
【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25563891

事実の概要

A（42 歳）は、自身が住むマンション 2 階の廊下から、同マンションの管理人である B に走り寄って突き飛ばして踊り場へと転落させ（以下本件事故）、B はこの時の受傷により死亡した。B の相続人である X らは、A の両親である父 Y₁（本件事故時 79 歳）および母 Y₂（同 74 歳）に対して、民法 714 条 1 項（類推も含む）に基づき、5,300 万円余りの損害賠償を求め、提訴した。以下、(1) A の精神障害等の経過および Y₁ らの対応、(2) A の他害性等の問題行動と Y₁ らの対応、(3) 本件事故の経過に分けてみていく。

(1) A は、統合失調症、精神発達遅滞があり、本件事故時に責任能力を有していなかった（その後別の原因で死亡）。A は、10 代後半には Y₁ ら以外にも他害性を見せることがあった。そしてその後事故前までの 23 年余りの間に、14 度保養院に入院し（14 度目の退院は本件事故より 1 カ月前である）、その理由の多くは、Y₁ らに対する度重なる暴行であり、Y₁ らが、保養院や警察への救助を求めたためである（事故前の 5 年程の間に、A により Y₁ らは 3 度、大けがや骨折を負った）。A は、保養院への入院において、ドアを叩く等のトラブルを起こす一方で、入院後は症状が次第に落ち着くことが多かった。B は 7 度目の入院以降、毎回隔離措置を受け、その理由は、「他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する状態」（10 度目、11 度目）、「他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない状態」（8 度目、11 度目）、「急性精神運動興奮等のため、不穏、多動、

爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な状態」（8 度目と 10 度目を除く毎回）であった。

医師は、11 度目の退院に際し、A の施設入所を Y₂ に勧めたが、Y₂ らは当該施設の評判および A の内臓疾患への対処を懸念し、自分たちで面倒をみ、万一の場合には北海道の親族に頼るとした。14 度目の入院は、A の体調悪化による不眠・妄想が続き、自宅での Y₁ らに対する暴力が理由であった。入院時において、A の不穏な行動の有無は日によって異なったが、その後 Y₁ らの希望により退院した。しかし家庭に帰り A の症状が再燃することが退院時要約に示されていた。

(2) Y₂ は A の養護学校退学後に、看護師の仕事辞め A の世話に専念し、Y₁ らが A の財産管理を行っていた。また Y₁ は、精神保健福祉法上の保護者に選任されていた。A は、自宅があるマンションにおいて、大声での発声、部屋の壁を叩く、上半身裸でマンションの周りを徘徊する等、迷惑行為をしばしば行い、マンション管理組合が Y₁ らに改善を申し入れた（なお A が女子高生を追い掛け回したことにつき、A は暴力的な加害行為に及ぼうとしたと直ちには認められないとされた）。Y₁ らは、A がチェーンを開けられないように細工し、A 単独での外出できないようにした。A の外出の際には、Y₂ が付き添って A を散歩させていたが、A の症状が安定している時期であれば、Y₂ は、A 一人で 10 分から 20 分、自宅マンション周囲を散歩することを許可することもあった。

(3) A の自宅マンション管理人である B は、管理人となった当初は A と良好な関係であったものの、半年ほどして A を馬鹿にする態度をとり、A は Y₂ に不満をもらしていた。本件事故当日、

Aが散歩の希望をY₂に示し、Y₂もAの機嫌がよいことから（Y₁もそう理解した）、近くを回ったらすぐ帰る旨伝え、外出させた。A外出後、BがA宅に行き、Y₂に対して、雨中にもかかわらずAは傘を差さず散歩している旨伝え、Y₂はAの様子を確認した。しかしY₂は、Aの機嫌がよいことを確認した。Bは、Aに早く帰るよう話しながらAの方に向かおうとしたが、Y₂はBに、Aを追いかけないよう希望を伝え、Aの帰宅を待った。その後、本件事故が発生した。

判決の要旨

請求棄却。

① Y₁らの法定監督義務者性について

精神保健福祉法の自傷他害防止監督義務および保護者制度は廃止されたため、Y₁の法定監督義務者性は否定される。またY₁らは、Aと共同生活をする両親であっても、ここからAの見守り義務を導出できない。そして、Y₂が医師の入院勧告を断り、自宅で引き取ったことについても、このことでY₁らの法定監督義務者性を肯定できない。

② Y₁らの準監督義務者性について

Aの他害性につき、18歳までは学校等で他者に怪我を負わせていたが、その後は、精神の不安定時に、自宅でY₁らに暴力を振るい、けがを負わせた以外は、他者に対する加害行為は認められない。養護院の入院中は、**事実の概要**に示すように、迷惑行為はあったものの、他の患者とトラブルを起こしておらず、また、養護院での隔離の理由は、「他の患者に対する暴力行為」が挙げられるところ、「これが他の患者に対して実際に暴力行為があったことを意味するものとは解されない。」自宅マンションでも、Bを突き飛ばす行為をするまでは、迷惑行為にとどまり、「具体的な加害行為の事実は認められ」ず、またBに対して、不満は述べていたが、加害した形跡は認められない。本件事故当日、Y₁らはAの機嫌がよいと認識し、Y₂がAの外出を許可しており、本件事故直前に、散歩から帰ってきたAが、精神的に不安定な状況であったとは認められず、Aが突発的な暴力行為に出る可能性は、上記事実に照らすと、抽象的なものにすぎない。

11度目の退院の際に、医師の施設入所の勧め

をY₁らが断り、自宅に帰ることを希望したこと、そして、本件事故直前の14度目の入院後の退所も、Y₁らの希望であったが、これらの行為は、Y₁らが「第三者に対する加害行為の防止に向けてAの監督義務を引き受けたものとまではいえない」。Aの外出防止のためのY₁らのドアの細工も、マンション内での迷惑行為の防止のためであり、監督義務の引受けとは認められない。

これ以外にも、Y₁らとAの年齢差・体力差、AのY₁らに対する暴力行為の内容等からうかがえるY₁らのAに対する監督能力の制限を考慮すると、Y₁らがAの財産管理をして共同生活していたとしても、Y₁らがAの監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情は認められないとし（最判平28・3・1民集70巻3号681頁が参照される）、Y₁らは準監督義務者ではないとした。

判例の解説

はじめに

最判平28・3・1（民集70巻3号681頁。以下28年判決）は、民法その他特別法の規律を踏まえ、精神障害者の家族構成員が民法714条1項の法定監督義務者となることはなく¹⁾、こうした法の欠缺に対応するように（吉田克己「判批」判例秘書ジャーナルHJ100018・9頁以下参照）、同条同項を類推して準監督義務者という新たな判断枠組みを提示した。準監督義務者概念は様々な厳しい批判を受けるが（例えば窪田充晃「時論 最判平成28年3月1日——JR東海事件上告審が投げかけるわが国の制度の問題」ジュリ1491号66～67頁は、同概念を、無益・有害とする）、その精緻化は今後の学説・実務の展開に委ねられた（山地修「判解」『平成28年度最高裁判所判例解説』（法曹会、2019年）217頁注88）。また同判決では被害企業の財産権侵害・財産的損害の填補が問題となったが、同判決の説示から、準監督義務者概念は一般性を持ち（大塚直「判批」『民事判例14』（日本評論社、2017年）103頁）、同判決の射程が、重要な法益である生命・身体への侵害・損害の場合にも及び、それに伴う被害者救済の欠如が予想された²⁾。本判決は28年判決後初めての精神障害者による人身侵害・損害の事例で、準監督義務者性を判断した。そこで、本評釈は準監督義務者性の判断に焦点を当てる。

一 本判決の検討

1 本判決の判断の特徴

28年判決法廷意見は、衡平の見地から監督義務を負う者（準監督義務者）を判断する衡量要素として、監督者の状況、精神障害者と監督者の関係、精神障害者の状況、看護・介護の実態という要素を挙げた。準監督義務者性の判断は、一方で714条の帰責根拠の考慮と、他方で被害者救済および責任負担者側の事情の比較考量をどの条文の解釈論で行うかという考慮との両者を合わせて考えていくという考え方に支えられる（山地・前掲186頁、194頁）。いわば、責任の名宛人の画定と責任賦課の成否の判断が準監督義務者性判断の中で行われているともいえる。これに衡平の見地からの判断もあわさることで、準監督義務者性判断の衡量要素が並列列举となり、同様の事例でもいずれの要素を重視するかで、その帰結が分かれることが懸念される（瀬川信久「判批」民商153巻5号710～711頁参照）。これに対し準監督義務者性の判断が、714条の帰責根拠——家族関係の特殊性、危険責任、あるいは過失責任、いずれと理解するか対立があるが——を考慮に入れるのであれば、ここでは監督義務賦課の正当化の問題でもあるから³⁾、どのような危険性があるかに着目し、衡量要素のうち、精神障害者の状況、他害の危険性に重点を置くべきと考えられる（拙稿「判批」愛学58巻1＝2号320～321頁の検討も参照）。

本判決は、全体として28年判決に依拠し、Aの他害の危険性以外の事情も考慮されているが（介護・看護の状況として、医師の忠告に反しての自宅での監護の選択、Aの外出防止のための鍵の細工、監督者の状況としてY₁らの心身の状況）、認定される事実も含めて精神障害者の加害の危険性の判断を重視しており、こうした本判決の示した具体的判断の方法は、以上の視点から支持できよう。

2 本判決の他害の危険性の判断

次に、どの程度の他害の危険性が、準監督義務者性を肯定するためには必要かが問題となる。従前の裁判例では、個別具体的な事情に基づいて危険の予見可能性・監督義務の賦課が判断されていたとされ⁴⁾、この分析に基づけば、他害の危険性は具体的なものが求められよう。28年判決法廷意見は、他害の危険性につき、加害者の要介護度の悪化、徘徊の程度が考慮されたが、これらは加害行為と関係が薄い。全体的な総合衡量により近

親者の準監督義務者性は否定されたが、同判決法廷意見は他害の危険性が具体的ではなく、抽象的な程度にとどまれば、準監督義務者性を消極的に捉える方向で働くと考えていたと思われ、従前の裁判例の傾向にこの点で沿っていたといえよう。

本判決も、Aの他害の危険性に関係する事情として、(a) Aの度重なる暴力により深刻な結果が生じてきたが、主にY₁らに向けられたこと、(b) 保護院での隔離理由から必ずしも他害性を認められるわけではないこと、(c) Aのマンションでの行為は迷惑行為にとどまっていること等を挙げ、また(d) Aの機嫌がよいときに突発的に暴行行為を行う危険性は、抽象的なものにとどまるとして、Aの他害の危険性は、準監督義務者性を消極的に解することに働いた（本判決で明示されないが、14度目の退所要約に示されるAの症状悪化の可能性も、他害性の上昇はY₁らに向けられるだけであれば、この事情も準監督義務者性を肯定的に裏付けることはない）。これは上述の裁判例の傾向および28年判決法廷意見に沿ったものといえる。

3 2に対する評価

準監督義務者概念は、1で示したこれを支える考え方から、衡量要素の具体的な事実に照らした判断も、帰責根拠の理解に影響を受けると考えられる。714条の帰責根拠として、家族関係の特殊性か危険責任のいずれかが指摘され、いずれも厳格な責任を支えるため、抽象的な危険性があれば、準監督義務者性を肯定するとも考えられ（長崎地判平18・3・29判タ1241号133頁）、本件でのAの他害性も人身に向けられるから、準監督義務者性を肯定する方向に働くとも思われる。しかし、家族関係の特殊性に対し、精神保健福祉法制の変化から、危険責任に対し、精神障害者を人的危険源と捉えることの問題性から、それぞれ批判を受けるように⁵⁾、714条の帰責根拠の理論状況は不安定である。平成28年判決も、本判決も714条の帰責根拠を明らかにしない。帰責根拠と利益状況の衡量により準監督義務者性判断を支えることから、抽象的な他害の危険性では準監督義務者性を否定的に解する理由付けが求められ、714条の帰責根拠を明らかにすべきである。むしろ、精神障害者の加害の危険性は多様であり、具体的な他害の危険性への回避を重視して過失責任的に理解する可能性もあり、本判決でのAの他害の危険性判断はこの観点から正当化できよう。しかしこの

ことで、準監督義務者責任が709条の過失責任と実質的に変わらず⁶⁾、それにもかかわらず、従来厳格な責任と理解されてきた714条（類推解釈）を根拠とすることで、責任の正当化レベルで矛盾が生じ、準監督義務者概念をあえて定立することへの疑問も生じよう⁷⁾。

二 本判決の意義と課題

1 意義

28年判決の示した準監督義務者の判断は、事実上の監督を超えた規範的評価に服するため、容易に認められないという指摘を受けたが⁸⁾、本判決は、人身侵害・損害の場合でもこれが変わらないことを明らかにした。さらに、本判決は、準監督義務者性判断において、他害の危険性に重点を置く具体的な判断方法を示し、諸要素の具体的な衡量において、一定の段階付け・方向付けを示唆した。これらに本判決の意義を見出せよう。

2 課題

28年判決による精神障害者の加害において被害者救済の欠如（米村滋人「判批」法教429号56頁）が、本判決により人身侵害・損害の場合にも顕在化しており、準監督義務者概念を否定するにせよ維持するにせよ、それぞれの可能性に合わせた形で現行法での解釈論の展開が求められる。一方で、本判決は他害の危険性につき具体的な危険性を問題としており、過失責任の判断と重なる。準監督義務者の判断が実質的に過失責任に接近するのであれば、端的に709条責任として構成することも考えられる（一3参照）。このアプローチは、709条責任を判断していない判例との抵触と共に、被害者救済の問題があるとされるが⁹⁾、準監督義務者性判断の衡量要素の立証責任からすると、その差は相対的である¹⁰⁾。いずれにしても、709条での具体的な判断枠組みの構築が必要であろう（拙稿・前掲333～334頁の検討参照）。他方で、準監督義務者概念を維持するのであれば、この概念と帰責根拠および比較考量の双方を考慮する考え方（一1参照）との結合により生じる判断の不安定化¹¹⁾を避けるため、両者を切断し、(a)714条の帰責根拠の明確化を前提に、(b)責任の名宛人の判断と責任賦課の判断を条文の構造に照らして区別し、(c)後者につき、714条1項ただし書の実質化で対処し、(d)これに基づき、名宛人の規範的判断¹²⁾に対応する衡量要素の整理を行うべきである。

おわりに

精神障害者による人間の最も基本的な法益である生命侵害に対し、現行法の解釈では限界がある。不法行為法の制度目的を侵害された権利・法益の救済に置くのならば（藤岡康宏『民法講義V』（信山社、2013年）25～26頁）、不法行為法は沈黙すべきではない。自治体レベルでの対応を超えて不法行為法の（部分的）改正も視野に取り組むべき喫緊の課題であることに間違いはない¹³⁾。

●——注

- 1) 中原太郎「判批」窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣、2018年）189頁、前田陽一「判批」論ジュリ20号85頁等。
- 2) 山地・前掲186頁は、準監督義務者概念は、一般性・典型的に定める一方で、精神障害者による加害の多様性に対応するため、個別事案への柔軟な対応も必要としている。ここから、準監督義務者概念は、28年判決で問題となった財産（権）侵害・財産損害を超え、人身侵害・損害も当然に射程に入ることが窺える。
- 3) 潮見佳男『不法行為法Ⅰ』（信山社、2009年）423頁およびこれを引用する林誠司「成人の責任無能力者に関する監督者責任の研究序説」大塚龍児先生古希記念『民商法の課題と展望』（成文堂、2018年）560頁参照。
- 4) 林・前掲注3）554～560頁。
- 5) 前者につき潮見・前掲注3）423頁、後者につき平井宜雄『債権各論Ⅱ』（弘文堂、1992年）214頁および中原太郎『『代位責任』の意義と諸相——監督義務者責任・使用者責任・国家賠償責任』論ジュリ16号45頁（平井は理由を明らかにしないが、中原は精神障害者の危険の多様性を考慮する）。
- 6) 吉村良一『不法行為法〔第5版〕』（有斐閣、2017年）209～210頁、前田・前掲注1）85頁、林・前掲注3）560頁、572頁等。
- 7) 潮見佳男『債権各論Ⅱ〔第3版〕』（新世社、2018年）109頁参照。
- 8) 久保野恵美子「判批」法教431号140頁、前田・前掲注1）85頁等。
- 9) 山地・前掲214頁注73および218頁注90参照。
- 10) 前田・前掲注1）85頁。林・前掲注3）560頁も参照。
- 11) 瀬川・前掲710～711頁および窪田充見『不法行為法〔第2版〕』（有斐閣、2018年）194頁参照。
- 12) 窪田・前掲注11）193頁参照。
- 13) 立法の方向性につき、例えば窪田充見「責任能力と監督義務者の責任」現代不法行為法研究会『不法行為法の立法的課題』（商事法務、2015年）71頁以下、中原・前掲注5）47～50頁参照。